四　（略）	
アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が適切と認められる手続により指定する地域において生産されること。 二　（略）
五　（略）	
アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、なし、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha suspensa*（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha suspensa*（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が適切と認められる手続により指定する地域において生産されること。 二　（略）
六～十六　（略）	（略）

四　（略）	
アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二　（略）
五　（略）	
アキー、アセロラ、かき、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、なし、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha suspensa*（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一　*Anastrepha suspensa*（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二　（略）
六～十六　（略）	（略）